

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けでした療養補償給付変更決定処分及び休業補償給付変更決定処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の同社のC店（以下「事業場」という。）において、接客及び調理補助の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、他の従業員が誤って殺菌消毒剤の原液をトイレに撒いてしまい、請求人がモップやタオルで拭き取る作業をした際、殺菌消毒剤に含まれる次亜塩素酸ナトリウムを吸い込んだ（以下「本件災害」という。）ことにより舌や喉に炎症を起こし、頭痛を発症したという。

請求人は、同日、D夜間急病センターに受診し、翌〇日、E病院に転医し、「喉頭浮腫等」の傷病名で療養し、その後、同月〇日、F病院に転医し、「化学物質過敏症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、「喉頭浮腫等」は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した「喉頭浮腫等」は業務上の事由によるものと認め、これらを支給する旨の処分をした。

また、請求人は、本件傷病の治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の

事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をするとともに、平成〇年〇月〇日以降の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付が本件傷病の治療であり、業務との間に相当因果関係が認められないことから、これらを回収する旨の変更決定処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病及び請求人に残存する障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人に発症した本件傷病は本件災害に起因するものであり、本件傷病による症状が請求人に残存する障害として認められる旨主張しているもので、検討すると、次のとおりである。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、本件災害による「喉頭浮腫等」と診断され、治療されたことが認められるところ、G医師は、同年〇月〇日付け意見書において、同年〇月〇日、当院耳鼻科で、舌・口唇のしびれなどの自覚症状から末梢神経障害の診断でステロイド内服処方され、その後、1週間程度で平常時は症状消失したが、職場で塩素ガスにばく露すると、低濃度でも頭痛、嘔気再発する旨述べており、H医師は、同年〇月〇日付け回答書において、職場で高濃度塩素ガスに暴露、咽頭の腫れ、呼吸苦などの急性期症状は軽快し、同年〇月

○日、F病院に本件傷病精査目的で受診した旨述べている。この点、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「これまでの中毒学の知見からみると、次亜塩素酸ナトリウムのばく露による症状は、ばく露早期に出現するものであり、本来は比較的短期間（数日から数週程度）で消失するものである。」と見解を述べているところ、当審査会としても、上記各医師の所見、医学的見解等に鑑みると、本件災害による請求人の急性症状は、平成○年○月○日の時点において既に軽快・消失していたものと判断する。

(3) 請求人は、平成○年○月○日、H医師に受診し、強い頭痛、筋肉痛、咽頭の痛み、下痢、精神的不安定、皮膚のかゆみなどの症状を訴えて「本件傷病」と診断されたことが認められるところ、同医師は、平成○年○月○日付け意見書において、Jらが提示している本件傷病診断基準により請求人の症状を本件傷病と診断した旨述べており、また、K医師は、請求代理人からの質問事項に対する回答書において、請求人の症状は本件傷病の症状である旨述べている。

これに対し、I医師は、上記意見書において本件傷病は、その発生機序が科学的に解明されておらず、現時点では、客観的な臨床検査方法や判断基準も確立されておらず、「Jらが提示している診断基準」も、そこに示されている症状や検査所見は特定の化学物質へのばく露によるものに特異的に認められるものではなく、他の慢性疾患等を除外し得るものではないことから、発症原因の確認や特定するための診断基準とはなっていない旨述べている。

(4) 改めて、本件における一件記録を精査したが、「化学物質過敏症に関する情報収集、解析調査 報告書」において、本件傷病の発生機序については、決定的な解明には至っていない旨述べられていること等に鑑みると、当審査会としても、上記I医師の意見は妥当であり、請求人の本件傷病は業務に起因することの明らかな疾病とは認められないものと判断する。

(5) 以上のことからすると、当審査会としても、請求人の本件傷病と本件災害との間に相当因果関係を認めることはできない。

(6) なお、請求代理人は、K医師作成の平成○年○月○日付け所見書を提出するが、当審査会の判断は上記のとおりであり、同所見を採用することはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分並びに療養補償給付変更決定処分及び休業補償給付変更決定

処分はいずれも妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。